

短期大学生における生活保護の責任帰属 — 「受給者の自己責任」論と関連する要因は何か? —

The attribution of responsibility for livelihood protection among junior college students
: What factors are associated with the "self-responsibility of welfare recipients?"

高橋 彩*
Aya TAKAHASHI

Keywords : *public assistance, self-responsibility, dichotomous thinking, political alienation, junior college students*
生活保護, 自己責任, 二分法的思考, 政治的疎外意識, 短期大学生

問題と目的

日本における生活保護の捕捉率の低さの一つの原因に、自己責任論がある。朝倉（2021）は、近年「自己責任」という用語が、「努力を怠るなどの選択の結果、公的な援助を必要とするならば、自己の責任を果たしていない」といった懲罰的な自助を意味するようになったと指摘している。人々が貧困に陥る理由には、多くの要因があるにもかかわらず、本人の責任を追及できない場合ですら、生活保護受給者への偏見やバッシングが後を絶たない。貧困を生み出す社会的構造を軽視し、貧困の原因や解消を個人の努力や能力に帰属する認知は、生活保護制度の厳格化を支持することにつながることも指摘されている（阿部・東・梶原・石井・谷川・村松，2019）。中越・稲増（2019）は、生活保護に対する責任帰属を測定する尺度を作成し、「政府や自治体には生活保護受給者の生活改善に必要な制度を実行する責任がある」と考えること（政府への解決責任帰属）は、貧困是正政策を支持することと関連があり、「生活保護を受けるようになった責任もそれを解決する責任も受給者自身にある」とする認知は、貧困是正政策の不支持と関連があることを明らかにした。同様の結果は、短期大学生を対象とした研究でも得られている（高橋，2022a）。

以上のように、自己責任論は、国民のだれもが持つ、「健康で文化的な最低限度の生活が保障される権利」を侵害する可能性のある考え方であり、生活保護制度の主旨と矛盾する考えであると言える。生活保護に対す

る責任を政府に帰属させる、あるいは受給者本人に帰属させないために、生活保護の責任帰属に関連する心理的要因を明らかにする必要があると考え、高橋（2022a）では、道徳基盤との関連を検討した。短期大学生を対象とした調査の結果、政府への問題責任帰属、解決責任帰属のいずれも、道徳基盤のうち、個人の福祉と他者の権利を尊重し、他者や社会制度による危害や不当な扱いから個人を守ることを重視する「HF 個人志向」と有意な正の相関があった。逆に受給者への問題責任帰属、は、「HF 個人志向」と有意な負の相関があった。一方、道徳基盤のうち、個人よりも社会の秩序、自分たちが属する集団に大きな関心を寄せている「IAP 連帯志向」は、受給者への問題責任帰属や解決責任帰属と有意な正の相関があることが分かった（高橋，2022a）。また、高橋（2022b）では、三重県在住の成人を対象に、生活保護の責任帰属と不公正な出来事に対してネガティブな感情が喚起することを意味する「公正感受性」（ターン・橋本・シュミット・唐沢，2019）との関連を調べたところ、政府への問題責任と解決責任は、自分以外の他者が不公正な立場に置かれていることに対する公正感受性と、有意な正の相関があった。不当な扱いを受け、不公正な立場におかれている他者に対する関心や感情が、生活保護受給者個人の責任ではなく、国や政府の責任であるという意識につながることを示唆された。そこで本研究では、生活保護受給者に対する自己責任論に結びつくと考えられる「二分法的思考」と「社会的成功の原因帰属」、

*三重短期大学生活科学科生活科学専攻 生活福祉・心理コース 准教授
博士（総合政策）

Assoc. prof., Dept. of Life and Environmental Science at Tsu City College
Doctor of Policy Studies.

さらに政治的な態度として「政治的疎外意識」を新たに取り挙げ、生活保護責任帰属との関連を調べることを目的とした。

二分法的思考

二分法的思考とは、物事を「白か黒か」、「善か悪か」、「0か100か」というように2つに分けて思考することである（小塩，2010）。二分法的思考の個人差を測定するための二分法的思考尺度は、3つの下位尺度で構成されている。「二分法の選好」は、物事を2つに分割して整理することで、理解がうまくいったり、気分がすっきりしたりするという内容の項目からなる。「二分法的信念」は、世の中の複雑な事象を明確に2種類に分割することが可能である、また世の中の事象は2種類に分割されるような特徴を有しているという信念を表す。そして、「損得思考」は、物事を2種類に分類するだけでなく、自分にとって損か得かを明確化しようとする志向性を表している（小塩，2010）。

「二分法的信念」には、「すべての人は勝ち組と負け組に分かれると思う」や「世の中には成功者と失敗者しか存在しない」という項目が含まれており、大学生を対象とした調査で、日常生活の中で「日本の政治」、「経済情勢」「本・雑誌」といった事柄を重視しない傾向と関連することが示唆されている（小塩，2010）。また、二分法的思考は、刑事司法の厳罰化の態度と正の相関があること（三枝・向井，2018）も示されている。以上のことから考えると、二分法的思考をもつ人は、福祉制度を含む政治に関心が低いことや、貧困の個人要因を過大視し、厳しい態度をとる傾向があると予測されるため、二分法的思考は受給者への責任帰属と正の相関があると予想した（仮説1）。

社会的成功の原因帰属

内閣府（2019）の「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成30年度）」の中に、「社会に出て成功するのに最も重要なもの」として、「個人の努力」、「個人の才能」、「身分・家柄・親の地位」、「学歴」、「運やチャンス」の中から一つを選んで回答させる設問がある。日本の若者は「個人の努力（31.3%）」が最も高く、次いで「個人の才能（22.9%）」が選ばれていた。韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンとの国際比較の結果、日本の若者の「個人の努力」の選択率はドイツ（41.6%）について多く、「身分・家柄・親の地位」の選択率は6.9%と他の国にくらべ極端に低かった。しかし実際には、「身分・家柄・親の地位」を反映すると考えられる親の経済状況によって、子どもの学歴に差があることが明らかになっている（「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究」東京大学，2017）。

さらに、内閣府（2020）の「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」には、「人生で起こることは、

結局は自分に原因があると思う」という設問があるが、それに対して、「あてはまる」、「どちらかというにあてはまる」と肯定する割合は、10代も20代も7割を超えていた（内閣府，2020）。以上のような日本の若者における「社会的成功は個人の努力や才能による」、「人生で起こることの原因が自分にある」という考えは、「生活保護を受けるに至ったのは、その人自身の責任である」という考えと関連すると予測できる（仮説2）。一方、社会的成功を個人以外の要因である、親の社会経済的地位に帰属することは、受給者への責任帰属とは負の相関があるだろう（仮説3）。

公正感受性

公正感受性とは「不公正な出来事に対してネガティブな感情が喚起したり、それについて反芻したりする程度」のことであり、4種類が想定されている（ターン他，2019）。「被害者公正感受性（以下、被害者JS）」は、不公正な出来事によって自分が損失を受けることに対する感受性を意味し、これ以外の3種類は不公正な状況の被害者が他者である場合の感受性である。「第三者公正感受性（以下、第三者JS）」は、「他の人より不当に苦しい生活を送っている人がいると、落ち着かない気分になる」というように、不公正な出来事について第三者として知ることに対する感受性を意味する。「受益者感受性（以下、受益者JS）」は、「ふさわしい理由もなく他の人より良い暮らしをしていると、罪悪感を覚える」など、不公正な出来事から受動的に利益を得ることに対する感受性を意味する。「加害者感受性（以下、加害者JS）」は、「他の人は努力なしでは達成できないことを私はズルしてできてしまうと、嫌な気持ちになる」というように、不公正な出来事を能動的に引き起こすことに対する感受性を意味する。20～59歳を対象とした調査（高橋，2022b）において、政府への問題責任帰属と政府への解決責任帰属は、「第三者JS」、「受益者JS」、「加害者JS」という他者が不公正な出来事の被害者となっている場合の感受性と有意な正の相関があった（ $r = .17 \sim .32$ ）ことから、短期大学生においても同様の結果が得られるかを検討する。よって、「被害者JS」以外の公正感受性は、政府への責任帰属と正の相関があると予測した（仮説4）。

政治的疎外意識

政治的疎外意識（または政治的疎外感）は、多次元構造が想定されており（山田，2007）、大学生の政治的疎外意識には、政治からの分離を意味する「政治的疎遠感」、政治家に対する不信感をあらわす「政治的不信感」、国民の意見を政治に反映できるという「政治的有効性感覚（その逆を政治的無力感という）」が認められている（山田，1990）。政治に対して不信感や無力感をもつことは、社会における様々な問題解決を個人で行うしかないという考えに結びつくと考えられる。よって、政治的疎外意識は生活保護の責任を受給者へ

帰属することと正の相関があるだろう（仮説5）。
 なお、今回の調査の対象者には、昨年5月に行った調査にも参加した人が含まれるため、同一人物であると確認できた参加者のみを分析対象として、1年間で生活保護の責任帰属に対する考えが変化するかについて検討する。さらに道徳基盤と生活保護の責任帰属との関連の仕方が1年時と2年時で異なるのかについても検討する（分析2）。

分析1 方法

1. 調査方法と調査協力者

公立短期大学に通う1、2年生を対象に、2022年5月の授業時間内に質問紙調査を行った。147名（うち、1年生81名）から回答を得た。性別の内訳は男性26名、女性114名、無回答7名、年齢は18から34歳まで（平均年齢18.9歳、SD=1.60）であった。

2. 調査内容

1) 生活保護の責任帰属（中越・稲増，2019）：「政府への問題責任帰属」、「政府への解決責任帰属」、「受給者への問題責任帰属」、「受給者への解決責任帰属」の各3項目を使用。「非常にそう思う（5点）」から「全くそう思わない（1点）」までの5件法で回答を求めた。

2) 二分法的思考尺度（小塩，2009）：物事を2つに分割して整理することで、理解がうまくいったり気分がすっきりしたりするという内容の「二分法の選好」、世の中の複雑な事象を明確に2種類に分割することが可能である、また世の中の事象は2種類に分割されるような特徴を有しているという信念を表す「二分法的信念」の各5項目を使用。「非常によく当てはまる（6）」から「全く当てはまらない（1）」の6件法で回答を求めた。

3) 社会的成功の原因帰属：内閣府（2019）の調査において「社会に出て成功するのに最も重要なもの」として選ばせる4つの選択肢（個人の努力、個人の才能、身分・家柄・親の地位、個人の運やチャンス）を参考に、4つの成功要因（各1項目）について、「非常に同意する（5）」から「全く同意しない（0）」までの6件法で回答を求めた。ただし、「身分・家柄・親の地位」は「親の地位や経済力」と表現を変えた。

4) 政治的疎外意識（山田，1990）：「政治的疎外意識」9項目を使用し、「非常によく当てはまる（6）」から「全く当てはまらない（1）」の6件法で回答を求めた。

5) 公正感受性（ターン他，2019）：公正感受性尺度日本語版（JSI-J）から、短縮版で使用される「被害者JS」、「第三者JS」、「受益者JS」、「加害者JS」の各2項目を使用。「大変よく当てはまる（6）」から「全く当てはまらない（1）」までの6件法で回答を求めた。

6) 道徳基盤（村山・三浦，2019）：日本語版MFQ（金井，2013；村山・三浦，2019）より道徳基盤の各基盤

と関連する意見や主張にどの程度同意するかを判断させる10項目を使用。「HF個人志向」5項目、「IAP連帯志向」5項目に対して、「非常に同意する（5）」から「全く同意しない（0）」までの6件法で回答を求めた。

7) 投票経験：2021年10月に行われた衆議院議員選挙（以下、衆院選）に投票したかどうかを「行った」、「行かなかった」、「分からない」のいずれかで回答を求めた。またこの選挙も含めて選挙における投票経験の有無について、「一度も投票したことがない」、「投票したことがある」、「分からない」のいずれかで回答を求めた。

結果と考察

1. 基本統計量

(1) 尺度の信頼性 各変数の α 係数を算出したところ、「生活保護の責任帰属」の下位尺度は $\alpha = .74-.84$ 、「二分法の選好」は $\alpha = .69$ 、「二分法的信念」は $\alpha = .76$ 、「二分法的思考」尺度全体は $\alpha = .79$ 、「政治的疎外意識」は $\alpha = .72$ 、「公正感受性」の下位尺度は $\alpha = .66-.78$ 、「HF個人志向」は $\alpha = .65$ 「IAP連帯志向」は $\alpha = .34$ であった。平均値と標準偏差をTable 1に示した。なお道徳基盤の「IAP連帯志向」の5項目は内の一貫性が低いいため、分析からは除外した。

Table 1 各変数の平均値

	α	全員 (143-145名)		男子 (26名)		女子 (111名)	
		M	SD	M	SD	M	SD
生活保護責任帰属							
政府問題	0.74	3.31	0.81	3.04	0.92	3.35	0.77
政府解決	0.81	4.21	0.68	4.08	0.84	4.23	0.65
受給者問題	0.84	2.92	0.80	3.05	0.73	2.92	0.83
受給者解決	0.84	3.76	0.85	3.94	0.71	3.74	0.86
二分法的思考 総合							
二分法の選好	0.69	3.09	0.74	3.38	0.73	3.03	0.70
二分法的信念	0.76	3.47	0.82	3.89	0.74	3.38	0.73
二分法的信念	0.76	2.71	0.93	2.88	0.93	2.67	0.93
社会的成功の原因帰属							
親の地位や経済力		2.53	1.37	2.27	1.31	2.59	1.36
個人の運やチャンス		3.63	0.91	3.81	0.98	3.57	0.89
個人の才能		3.74	0.90	3.73	1.00	3.73	0.86
個人の努力		4.18	0.85	4.04	0.82	4.18	0.86
政治的疎外意識							
公正感受性 (Justice Sensitivity)	0.72	3.48	0.64	3.42	0.70	3.49	0.63
被害者JS	0.66	3.45	1.18	3.35	1.17	3.49	1.18
第三者JS	0.70	3.36	1.09	3.14	1.04	3.34	1.07
受益者JS	0.67	2.96	1.03	2.77	0.98	2.97	1.05
加害者JS	0.78	4.34	1.19	4.14	1.22	4.36	1.18
道徳基盤							
HF個人志向	0.65	3.43	0.71	3.11	0.76	3.49	0.68
IAP連帯志向	0.34	2.76	0.62	2.77	0.69	2.76	0.60

注) 生活保護責任帰属は得点レンジ1-5、道徳基盤は得点レンジ0-5、その他の変数はすべて得点レンジ1-6

(2) 投票経験

2021年の衆院選の投票に行ったのは61名、行かなかったのは81名、不明が2名であった。行かなかったと答えた81名のうち、68名（約84%）は調査時点で一度も選挙に行ったことがないと回答した。‘21衆院選の投票行動および現時点での投票行動に、性別や学年による人数の偏りはなかった。

投票経験の有無によって、各変数の得点に差があるかどうか検討したところ、2021年の衆院選に行った人と行かなかった人で、すべての変数の平均値に差はなかった。2022年5月時点での選挙の投票経験の有無により、変数の平均値に差があるかどうか確認したところ、社会的成功の原因帰属の「個人の運やチャンス」のみ有意差があった ($t(140)=2.05, p=0.04, d=0.33, 95\%CI[0.01,0.61]$)。投票経験がある人 ($M=3.48, SD=.91, n=75$) よりも、投票経験が一度もない人 ($M=3.70, SD=.95, n=67$) の方が、社会的成功において「個人の運やチャンス」が重要だと考えていた。

(3) 全変数間の相関

すべての変数について、変数間の相関係数を算出した。その結果を Table 2 に示した。生活保護の責任帰属の下位尺度間の相関を見ると、政府への問題責任および解決責任帰属と、受給者への問題責任および解決責任帰属は有意な負の相関 ($r=-.20^* \sim r=-.46^{**}$) があり、生活保護の責任を政府に帰属するほど、受給者には責任を帰属しないといえる。二分法的思考の下位尺度である「二分法の選好」と「二分法的信念」との間には、有意な中程度の正の相関 ($r=.42^{**}$) があった。

社会的成功に関する4つの原因帰属の相関を見ると、「親の地位や経済力」と他の原因帰属の間には有意な相関がなく、「個人の運やチャンス」と「個人の才能」と「個人の努力」の3つの原因帰属の間には有意な正の相関があった ($r=.32^{**} \sim r=.41^{**}$)。よって、「親の地位や経済力」だけが、本人以外の外的な要因として区別され、他の3つは個人的な要因とみなすことが出来るだろう。

公正感受性の4つの下位尺度間の相関は、「被害者 JS」と「加害者 JS」の間には有意な相関がなかったが、それ以外の組み合わせではいずれも有意な正の相関があり、「第三者 JS」と「受益者 JS」の相関が最も高かった ($r=.51^{**}$)。「被害者 JS」は不公正の被害者が自分である場合の感受性であるのに対し、「加害者 JS」は不公正な状況で自分が優位であることに対する感受性であるため、この二つの公正感受性に関連がないことは、構成概念から妥当であるといえる。

2. 二分法的思考と生活保護の責任帰属との関連

二分法的思考の下位尺度である「二分法の選好」および「二分法的信念」と、生活保護の責任帰属との相関係数を算出したところ、Table 2 に示したように「二分法の選好」は「受給者への問題責任帰属」($r=.21^{**}$) と「受給者への解決責任帰属」($r=.21^*$) との間に有意な弱い正の相関が見られた。「二分法的信念」と生活保護責任帰属との間には有意な相関がなかった。「二分法的信念」は、世の中の事象が「正解と不正解」、「勝組と負

け組」、「善人と悪人」というように2つに分割される特徴をもっているという信念であるが、こうした信念を持つこと自体は責任帰属と関連がないことがわかった。一方、「二分法の選好」はあいまいなことをはっきりさせる方がうまくいく、すっきりするという考えを意味するため、そのような考え方をする人ほど、生活保護を受けるようになったのも、それを解決するのも受給者個人の責任であると考えやすいことが示唆された。生活保護を受ける状況になるのは、本人の個人的要因とその人がおかれている環境的要因、社会構造的要因、不況などの社会経済的要因など様々な要因が関連し合っている。そのため「はっきりさせるとうまくいく」と考える人にとっては、生活保護受給者自身の責任であるからその人が解決すればよいと考える方が、「すっきりする」のかもしれない。よって、二分法的思考が受給者への責任帰属と正の相関があると予想した仮説1は、「二分法の選好」に関しては支持された。

3. 社会的成功の原因帰属と生活保護の責任帰属との関連

社会的成功において重要だと思う原因と、生活保護の責任帰属との関連を検討するため、相関係数を算出したところ、Table 2 に示した通り、「親の地位や経済力」と「政府への問題責任帰属」との間には有意だが非常に弱い正の相関 ($r=.16^*$) があった。それ以外の相関係数は有意ではないことから、仮説の2と3は支持されなかった。

4. 公正感受性と生活保護の責任帰属との関連

Table 2 に示したように、「第三者 JS」($r=.28^{**}$) および「受益者 JS」($r=.18^*$) と「政府への問題責任帰属」との間に有意な弱い正の相関があったが、「政府への解決責任」との相関は有意ではなかった。また、高橋(2022b)で得られた「加害者 JS」と「政府への問題責任帰属」、「政府への解決責任帰属」との関連も有意ではなかった。よって「被害者 JS」以外の公正感受性は、政府への責任帰属と正の相関があると予測した仮説4は、部分的にしか支持されなかった。「第三者 JS」と「受益者 JS」という不公正な状況の被害者に対してネガティブな感情が生起することが、なぜ政府への「問題」責任帰属とは関連するが、「解決」責任帰属とは関連しなかったのかについては、調査対象者が成人と短期大学生という違いもあり明確ではない。「政府への解決責任帰属」の平均値は、高橋(2022b)の成人データ(成人女性 $M=3.56$, 成人男性 $M=3.20$) と比べると、本調査の短期大学生の平均値は男子 4.08 点、女子 4.23 点 (Table 1) と比較的高いことがわかり、このことが影響している可能性がある。

Table2 生活保護責任帰属と各変数との相関（全員144名）

	生活保護責任帰属		二分法的思考				社会的成功の原因帰属				政治的疎外意識	公正感受性				
	政府問題	政府解決	受給者問題	受給者解決	二分法的思考総合	二分法の選好	二分法的信念	親の地位や経済力	個人の運やチャンス	個人の才能	個人の努力		被害者JS	第三者JS	受益者JS	加害者JS
政府問題																
政府解決	.484**															
受給者問題	-.459**	-.461**														
受給者解決	-.260**	-.198*	.464**													
二分法的思考総合	-0.03	-0.08	.174*	0.14												
二分法の選好	-0.12	-0.14	.214**	.212*	.821**											
二分法的信念	0.06	0.00	0.09	0.03	.862**	.419**										
親の地位や経済力	.164*	0.10	-0.04	-0.16	.188*	0.02	.278**									
個人の運やチャンス	-0.04	0.01	0.10	0.13	0.15	0.13	0.12	0.07								
個人の才能	-0.11	0.06	0.08	-0.04	0.08	0.04	0.10	0.04	.408**							
個人の努力	-0.11	0.07	0.05	0.00	-0.08	0.07	-.195*	-0.07	.319**	.354**						
政治的疎外意識	0.12	0.11	0.10	0.04	.283**	0.09	.373**	.246**	.206*	0.16	-.180*					
被害者JS	0.04	0.07	-0.04	0.03	.268**	.209*	.242**	.361**	0.01	0.01	-0.10	.183*				
第三者JS	.276**	0.16	-0.16	-0.10	0.07	0.02	0.10	.174*	-0.02	-0.05	0.00	0.09	.317**			
受益者JS	.180*	-0.03	-0.08	0.02	0.08	0.03	0.10	0.06	-0.03	0.10	0.13	0.06	.243**	.512**		
加害者JS	0.09	0.09	-0.11	-0.01	-0.14	-0.02	-.204*	-0.08	0.05	0.12	.268**	-0.05	0.10	.277**	.353**	
HF個人志向	0.16	0.12	-0.07	-0.09	0.15	0.12	0.13	-0.08	0.01	0.11	0.12	0.11	-.008	.294**	.171*	0.14

** $p < .01$, * $p < .05$

5. 政治的疎外意識と生活保護の責任帰属との関連

Table2 に示した通り、政治的疎外意識と生活保護責任帰属との間の相関係数はいずれも有意ではなく、政治的疎外意識は生活保護の責任を受給者へ帰属することと正の相関があるだろうとした仮説5は支持されなかった。政治に対する不信心、無力感、疎遠と感ずることを意味する政治的疎外意識は、生活保護の責任帰属と関連がないだけでなく、投票行動との関連もなかったことから、短期大学生の政治のとらえ方は政府の政策の支持やその意思を表明する投票行動と結びついているわけではないことが示唆される。

分析2

短期大学生の生活保護責任帰属が、1年を経てどのように変化したのかを検討するため、本調査（2022年5月実施）に参加した2年生63名のうち、1年時（2021年5月）に行われた調査（高橋，2022a）にも参加した人を対象に、生活保護責任帰属の得点の変化と、他の変数との関連の変化について分析した。

方法

1. 分析対象者 2021年5月の調査（高橋，2022a）の分析対象者155名のうち、質問紙に記入した番号により本調査と同一人物と確認できた44名（M=19.36歳，SD=0.73，男性5名、女性38名、無回答1名）のデータを分析した。

2. 調査内容 道徳基盤（村山・三浦，2019）と生活保護の責任帰属（中越・稲増，2019）だけは、2021年（1年時）と本調査（2年時）に共通して使用した。また、2021年調査（高橋，2022a）では、調査時点での投票経験を「投票したことがある」、「投票したことがない」のいずれかで回答を求めた。二分法的思考、

政治的疎外意識、公正感受性は1年時には測定していないため、表内の数値はすべて分析1で報告した144名の中の44名の平均値である。

結果と考察

1. 分析対象者の特徴

（1）投票経験 44名中1年生の5月時点で投票経験がなかった40名のうち、2021年10月に行われた衆議院議員選挙に投票に行ったのは16名であった。2年生の5月時点で一度も投票経験がないと回答したのは20名であった。2年生の5月時点での投票経験の有無で各変数の平均値に差があるかどうか確認したところ、「二分法的信念」のみ有意差があった（ $t(41)=2.14$, $p=0.04$, $d=0.71$, 95%CI[0.03, 1.11]）。すなわち、投票経験がある人（ $M=2.26$, $SD=.93$, $n=23$ ）よりも、投票経験が一度もない人（ $M=2.83$, $SD=.79$, $n=20$ ）の方が、世の中の事象が「正解と不正解」、「勝組と負け組」、「善人と悪人」というように2つに分割される特徴をもっているという信念をもっていることが示唆された。この結果は、「二分法的信念」は、日常生活の中で「経済情勢」、「日本の政治」といった事柄を重視しない傾向と関連することを示した小塩（2010）の結果を支持するものといえる。

（2）変数の基本統計量

Table3に、1年時と2年時の道徳基盤の平均値、および二分法的思考、政治的疎外意識、公正感受性の平均値を示した。道徳基盤の「IAP連帯志向」は1年時（ $\alpha=.19$ ）も2年時（ $\alpha=.41$ ）も内的一貫性が低いため分析から除外した。1年時と2年時の生活保護の責任帰属と、2年時の社会的成功の原因帰属の平均値はTable4に示した。

Table3 1年時と2年時の生活保護責任帰属と2年時調査の変数との相関（全員44名）

	1年時の生活保護責任帰属				2年時の生活保護責任帰属				M	SD
	政府		受給者		政府		受給者			
	問題責任	解決責任	問題責任	解決責任	問題責任	解決責任	問題責任	解決責任		
1年時 HF個人志向	.24	.50 **	-.36 *	.15	.34 *	.35 *	-.27	-.14	3.45	0.76
HF個人志向	.32 *	.34*	-.01	-.11	.17	.27	.02	.10	3.31	0.69
二分法的思考総合	-.12	-.21	.39 **	.02	-.16	-.15	.42 **	.23	2.92	0.75
二分法の選好	-.15	-.13	.38 *	.16	-.06	-.08	.42 **	.21	3.30	0.79
二分法的信念	-.07	-.24	.32 *	-.12	-.23	-.19	.34 *	.20	2.53	0.90
2年時 政治的疎外意識	.41 **	.19	.19	.19	.04	.22	.21	.21	3.49	0.68
被害者JS	.11	.14	.00	.01	.06	.11	.04	.01	3.40	1.14
第三者JS	.27	.25	.00	-.03	.19	.23	-.01	.14	3.43	1.11
受益者JS	.38 *	.17	-.14	-.10	.09	.18	-.16	.06	3.00	0.95
加害者JS	.26	.46 **	-.46 **	-.13	.00	.12	-.29	-.19	4.32	1.24

** $p < .01$, * $p < .05$

Table 4 社会的成功の原因帰属と生活保護責任帰属との関連（n=44）

	M	(SD)	社会的成功の原因帰属				
			親の地位	運やチャンス	才能	努力	
			2.66 (1.31)	3.66 (0.89)	3.61 (0.92)	4.18 (0.79)	
2年時	政府問題	3.40	0.82	-.12	-.02	-.24	-.06
	政府解決	4.25	0.63	-.05	.14	.12	.13
	受給者問題	2.91	0.89	.11	.19	.03	-.06
	受給者解決	3.65	0.90	-.06	.31 *	.10	.08
1年時	政府問題	3.07	0.85	-.14	.00	.18	.13
	政府解決	4.17	0.62	-.03	-.06	.05	.06
	受給者問題	2.89	0.89	.20	.44 **	.01	.05
	受給者解決	4.10	0.74	.06	.50 **	.18	.12

** $p < .01$, * $p < .05$

2. 生活保護の責任帰属および道徳基盤の変化

生活保護の責任帰属と道徳基盤は1年時と2年時の両調査に含まれていたため、下位尺度ごとに1年時と2年時の得点の相関係数を求めた。「政府への問題責任帰属」は $r = -.04$, n. s.、「政府への解決責任帰属」は $r = .51$, $p < .001$ 、「受給者への問題責任帰属」は $r = .50$, $p = .001$ 、「受給者への解決責任帰属」は $r = .35$, $p = .022$ であり、「HF個人志向」は $r = .61$, $p < .001$ であった。生活保護の責任帰属が1年間でどのように変化したのかを検討するため、対応のあるt検定を行った結果、「受給者への解決責任帰属」の得点に有意差があった($t(43) = 3.14$, $p < .01$, $d = 0.47$, 95%CI [0.16, 0.73])。「受給者への解決責任帰属」の得点は、1年時よりも($M = 4.10$, $SD = .74$)が、2年時($M = 3.65$, $SD = .90$)の方が低くなっていた。なお、他の生活保護の責任帰属と「HF個人志向」は1年時と2年時で得点に有意差はなかった。

3. 1年時と2年時の生活保護の責任帰属と各変数との関連

Table3に、1年時と2年時の生活保護責任帰属と各変数との相関係数を示した。

(1) 道徳基盤「HF個人志向」との関連

1年時には道徳基盤の「HF個人志向」と、「政府への解決責任帰属」との間に有意な正の相関($r = .50$, $p < .01$)があり、「受給者への問題責任帰属」との間に有意な負の相関($r = -.36$, $p = .02$)があったが、2年時にはそのような関連はみられなかった。この1年生の結果は、「HF個人志向」が生活保護について政府へ責任を帰属し、受給者へ帰属しないことと関連することを示した高橋(2022a)の参加者であるため当然であるが、そうした関連が2年時にはなくなる可能性を新たに示したと言える。

(2) 二分法的志向、公正感受性、社会的成功の原因 帰属との関連

2年時の「二分法的信念」($r = .34, p = .03$) および「二分法の選好」($r = .42, p = .01$) は、「受給者への問題責任帰属」と有意な正の相関があった (Table3)。しかし、政治的疎外意識と公正感受性は、2年時の生活保護責任帰属とは関連がない一方で、1年前に測定した生活保護責任帰属とは関連があった (Table3)。2年時の「政治的疎外意識」は、1年時の「政府への問題責任帰属」と有意な正の相関 ($r = .41, p = .01$) があった。そのため、1年時の生活保護責任帰属が、2年時の政治的疎外意識に与える影響について検討した。1年時の「政府への問題責任帰属」、「政府への解決責任帰属」、「受給者への問題責任帰属」、「受給者への解決責任帰属」を説明変数、2年時の「政治的疎外意識」を目的変数として重回帰分析をおこなったところ、1年時の「政府への問題責任帰属」は、2年時の「政治的疎外意識」を有意に予測していた (重決定係数 $R^2 = .19$, 偏回帰係数 $b = 0.32$, SE 標準誤差 $SE = 0.12$, 標準偏回帰係数 $\beta = .40$, $t(39) = 2.68, p = .01$)。よって、1年時に、生活保護受給層が出現しているのは政府や自治体の責任であると考えていた人の方が、政治に対して疎遠感や不信感が高いことが示された。

また、2年時の「受益者 JS」($r = .38, p = .01$) は、1年時の「政府への問題責任帰属」と有意な正の相関があり、2年時の「加害者 JS」は1年時の「政府への解決責任帰属」と有意な正の相関 ($r = .46, p = .01$)、「受給者への問題責任帰属」とは有意な負の相関 ($r = -.46, p = .01$) があった (Table 3)。公正感受性についても1年時の生活保護責任帰属が、公正感受性を予想するかどうか重回帰分析で検討したが、すべての下位尺度で有意な関連はなかった。

分析1とは異なり、2年時に「社会的成功には個人の運やチャンスが重要である」と考えることと、2年時の「受給者への解決責任帰属」との間に有意な正の相関 ($r = .31, p = .04$) があった (Table4)。「個人の運やチャンス」が個人では統制できない要因と考えれば、個人への責任帰属は減少すると予測できるが、その逆であった。分析1では得られなかった結果のため推測の域を出ないが、「個人の運やチャンス」がみんなに平等であると考え、みんな同じ条件ならば生活保護受給者が自らの力でなんとかするしかないと考えたのかもしれない。いずれにしても原因帰属においてその判断理由を調べていく必要があるだろう。

総合考察

本研究では、生活保護の責任帰属に関連する心理的要因を明らかにするために、先行研究でとりあげた道徳基盤 (高橋, 2022a)、公正感受性 (高橋, 2022b) に加え、新たに「二分法的思考」、「社会的成功の原因

帰属」、「政治的疎外意識」をとりあげて、生活保護責任帰属との関連を調べた。また、分析2では、2021年と2022年の両調査に参加した44名を対象に生活保護の責任帰属の変化を検討した。

まず、今回加えた二分法的思考については、分析1と2の結果から、おおむね予想通り、生活保護受給者にその責任を帰属することと関連していた。物事を2つに分けられると考え、そうした考えを好むような二分法的思考は「生活保護の自己責任」論に結びつく可能性が示唆されたといえる。一方、社会的成功の原因帰属は生活保護責任帰属とほとんど関連がなかった。ただし、分析2の44名においては、社会において成功するのに運やチャンスが重要だと思うことと、「生活保護の受給者にはそこから抜け出す責任がある」と考えることとの間に正の関連があり、一貫しない結果となった。分析1で社会的成功の原因帰属において「個人の運やチャンス」の得点は、投票経験のない人の方が有意に高かったことから、政治に対する無関心が、生活保護受給者に対する自己責任論に結びつく可能性も考えられる。今回は内閣府 (2019) に合わせ「社会に出て成功するのに重要だと思う」程度を1項目でたずねたが、原因帰属の項目数を増やすと同時に、生活保護と直接的に関わる要因として、社会における成功だけでなく、貧困におちいる原因の帰属についても調査していく必要があるだろう。

政治に対する不信感や無力感 (政治的疎外意識) は、生活保護の解決を政府に期待できないため、受給者の責任であると考えてことに結びつくことと予想したが、相関は有意ではなく支持されなかった。ただし、分析2で、1年時の「政府への問題責任帰属」の高さは、2年時の「政治的疎外意識」の高さを予測することが示されたことから、生活保護を受ける人が出現するのは政府の責任であると考えていた人が、1年後に政治に対する無力感や不信感を高めた可能性が示唆された。

道徳基盤については、先行研究 (高橋, 2022a) でみられたような、個人の福祉と他者の権利を尊重し、他者や社会制度による危害や不当な扱いから個人を守ることを重視する「HF 個人志向」と生活保護責任帰属との関連が今回はみられなかった。分析2から、1年時には「HF 個人志向」が高いほど政府へ解決責任を帰属し、受給者へ問題責任を帰属しないという関連があったが、1年後には関連がなくなっていた。また、公正感受性については、社会人を対象とした先行研究から (高橋, 2022b)、不公正な状況で被害を受けている他者に対する感受性は、政府への責任帰属と正の相関があると予測したが、「第三者 JS」および「受益者 JS」と、「政府への問題責任帰属」に有意だが弱い正の相関があるにとどまった。ただし分析2で、1年前の生活保護責任帰属との関連をみると (Table3)、現在 (2年時に) 「受益者 JS」が高い人ほど、1年時

には政府へ問題責任を帰属していること、「加害者 JS」が高い人ほど、1年時に政府へ解決責任を帰属し、受給者へ問題責任を帰属しないことが示唆された。この結果は社会人を対象とした先行研究（高橋，2022）と矛盾はしていないといえる。

分析2は、2回の調査に参加したと同定できた44名を対象としたため人数は少なかったが、1年間で生活保護の受給者に対する自己責任論、例えば「制度に依存せずに生活ができるよう努力する責任がある」や、「今の生活を自ら立て直していく責任がある」といった考えが有意に減少していることが明らかになった。短期大学で社会福祉学を学ぶコースにいる学生であることから一般化はできないが、高等教育機関で学ぶことや社会福祉について知識を得ることが、「受給者の自己責任」論を減らすことにつながっている可能性がある。逆に「受給者の自己責任」論との関連が示唆された二分法的思考は、高等教育機関における学びの姿勢とは相いれないといえる。今後は同一の変数を用いた調査を縦断的に行い、生活保護の責任帰属に影響を与える要因に関するモデルを立てて検証する必要があるだろう。また、生活保護の責任帰属の変化を説明するために、質問紙調査だけではなく、面接などの質的調査も必要である。

本研究の調査の一部は、高橋（2022a）のデータを使用した。

謝辞

本調査に参加いただきました学生のみなさま、調査実施にご協力いただきました先生方、助手の方々に厚く御礼申し上げます。

引用

- 阿部 彩・東 悠介・梶原豪人・石井東太・谷川文菜・松村智史（2019）．生活保護の厳格化を支持するのは誰か— 一般市民の意識調査を用いた実証分析— 社会政策 11, 145-158.
- 金井良太（2013）．脳に刻まれたモラルの起源—人はなぜ善を求めるのか— 岩波書店
- 三枝 高大・向井 智哉（2018）刑事司法への態度と感情(2)—二分法的思考とアタッチメント・スタイルとの関連— 感情心理学研究, 26, p.ps31.
https://doi.org/10.4092/jsre.26.Supplement_ps31
- 村山 綾・三浦 麻子（2019）．日本語版道徳基盤尺度の妥当性の検証—イデオロギーとの関係を通して— 心理学研究,90, 156-166.
- 内閣府（2019）我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成30年度）
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/h30/pdf-index.html>

内閣府（2020）子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）令和2年7月発行

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/r01/pdf/s2-1.pdf>

中越みずき・稲増一憲（2019）．メディアフレームと情報の立場性が生活保護の責任帰属に及ぼす影響：「責任がある」のは政府か受給者か— 社会心理学研究, 35, 72-84.

小塩 真司(2010)．二分法的思考尺度 (Dichotomous Thinking Inventory) の特徴—これまでの検討のまとめと日常生活で重視する事柄との関連— 中部大学人文学部研究論集, 23, 45-57.
[2010ooshio_DTI.pdf \(waseda.jp\)](https://www.waseda.jp/~ooshio/DTI.pdf)

高橋 彩（2022a）短期大学生における政治的態度と道徳基盤との関連— 紀要みえ生活科学研究, 1, 11-20.

高橋 彩（2022b）生活保護の責任帰属と公正感受性、心理的特権意識、共感性との関連— 三重県在住の成人を対象に— 三重短期大学地域問題研究所 編 (27), 17-31.

東京大学（2017）平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究」報告書第2章 p.56-57.

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/11/29/1398333_3.pdf